

医政地発0117第1号
令和2年1月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等における各都道府県の公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果及び民間医療機関の診療実績データに関する資料の提供について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の実現に向けては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされた。これを踏まえ、厚生労働省において、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させるため、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施した。

令和元年9月26日に開催された第24回地域医療構想に関するワーキンググループにおいて「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」（以下「公立・公的医療機関等リスト」という。）を提出し、「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果の確認並びに民間医療機関に関する資料の確認及び事前提供について（依頼）」（令和元年12月19日付け医政地発1219第1号当職通知。以下「確認通知」という。）において、貴職に対し管下の公立・公的医療機関等リスト及び民間医療機関の診療実績データに関する資料について、確認いただいたところである。

今般、各都道府県の公立・公的医療機関等リスト及び民間医療機関の診療実績データに関する資料について、貴職及び医療関係者からいただいた意見を踏まえ、必要な修正を行い、また、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知。以下「要請通知」という。）において示された公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に関する方向性に沿って検討いただくため、別添1～4のとおり提供する。

貴職におかれては、速やかに各医療機関等における議論に着手いただく必要があるため、下記のとおり、別添1～3について、地域医療構想調整会議において活用いただくとともに、改めて最終的な確認を行い、修正の可否について3月31日（火）12:00までに厚生労働省へ報告いただきたい。また、確認の結果、修正が必要な場合は、その修正の内容及び理由を併せて報告されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 提供資料

今回の提供資料は、各都道府県の該当部分のみを抽出した以下の別添1～3のリストについて、確認通知による確認を踏まえ修正したものである。

- ・別添1 公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果※（公立・公的医療機関等リスト）
 - ※ 診療実績について、1件から9件のものを秘匿したもの（別添1-1）と、秘匿していないもの（別添1-2）を提供
- ・別添2 公立・公的医療機関等と競合すると考えられる民間医療機関リスト
- ・別添3 病床機能報告において高度急性期又は急性期病床を持つと報告した民間医療機関の診療実績リスト
- ・別添4 医療機関間の移動距離に関するデータ

2. 公立・公的医療機関等リストの精査について

厚生労働省において、令和元年9月26日の「第24回 地域医療構想に関するワーキンググループ」において提出された公立・公的医療機関等リストの精査を行い、確認通知により各都道府県に厚生労働省が精査を行ったデータの確認作業を依頼した。各都道府県がこれまで確認したデータを、厚生労働省において確認・再計算を行った。なお、今回厚生労働省が精査を行った内容は以下の3点である。

- ・公立・公的医療機関等の一部データの入力漏れ
- ・紙レセプト（公費等）の手術実績の追加
- ・病床機能報告の病棟名・病棟ID等の確認を踏まえた追加

また、平成29年度病床機能報告の報告後に、医療機関の廃止並びに高度急性期及び急性期機能の廃止が行われた公立・公的医療機関等についても別添1に明記した。

3. 留意事項について

以下の留意事項について、地域医療構想調整会議で議論する際に、関係者と共有しておくこと。

(1) 民間医療機関に関するデータ提供について

地域全体の医療提供体制についての議論をするためには、公立・公的医療機関等の診療実績データだけでなく、民間医療機関を含めた地域全体の医療機関に関する情報が必要であるため、公立・公的医療機関等と競合関係にある民間医療機関についての分析結果の提供が必要となる。

民間医療機関については必ずしも政策医療に重点化した役割を求められるわけではないことから、公立・公的医療機関等と競合しているものを明らかにする観点で、一定以上の診療実績があり、公立・公的医療機関等と近接しているもののみを、公立・公的医療機関等の競合の相手方として別添2において示すこととする。

なお、別添2については、公立・公的医療機関等の再検証に当たって必要な資料として提供するものであって、民間医療機関同士を比較したものでも、公立・公的

医療機関等と急性期機能に関して競合する領域のある民間医療機関について特段の対応を要請するものでもない。

併せて、別添3として、民間医療機関の診療実績の実数についても、当該民間医療機関が所在する構想区域の地域医療構想調整会議における議論に必要なデータとして示すこととする。

なお、民間医療機関については、

- ・民間医療機関が担うことの多い回復期等の診療実績が高い医療機関
- ・今回分析の対象とした6領域以外の急性期機能等に特化している医療機関
- ・地域の外来機能を中心に担っている医療機関

などの地域で必要な医療機能を担っていることもあるため、民間医療機関に関するデータを使用し、地域医療構想調整会議で議論する際はその点について留意が必要である。

(2) 医療機関間の移動距離に関するデータについて

別添4については、「類似かつ近接」とされた公立・公的医療機関等と近接する医療機関を明らかにするため、NITAS（総合交通分析システム）を用いて算出した、同一区域内における医療機関間の自動車での移動時間について、地域医療構想調整会議における議論に資するよう提供するものである。

(3) 確認通知における平成29年度病床機能報告未報告医療機関に記載がある公立・公的医療機関等の診療実績データについて

確認通知における平成29年度病床機能報告未報告医療機関に記載のある医療機関のうち、貴職より提出いただいた公立・公的医療機関等の報告データについては、これまでの一連の精査過程を経たものではないことから、これらの医療機関については、別添1には加えないこととするが、地域医療構想調整会議における議論に資するよう、今回の分析方法を活用した診療実績データを追って提供することとする。

4. 各リストの最終確認について

別添1～3の各リストについて、確認通知により確認を依頼した内容を改めて確認いただき、修正の要否について、3月31日（火）12:00までに厚生労働省の以下の担当者へ報告すること。また、確認の結果、修正が必要な場合は、その修正の内容及び理由を併せて報告すること。全ての都道府県の報告を受け、調整を終えた時点で国において当該資料を確定することとする。確定後の当該資料の取扱については追って示すこととする。

なお、診療実績の分析は全国規模で行っているため、国において当該資料が確定されるまでの間は、貴職に提供した当該資料については非公開の取扱とされたい。

また、その間において、当該資料を用いて具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想会議を開催する場合は、当該資料やそれに関する議事録については、非公開として取り扱うこと。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室

計画係 板井、浅川

03-5253-1111（内線 2557, 2661）

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp